

資 料

《翻訳》

司法と訴訟手続の非物質化：司法マネジメントから 基本権のデジタルへの適応⁽¹⁾へ

ソフィー・ソントーク・ケーニツヒ (Sophie SONTAG KOENIG)

パリ・ナンテール大学 准教授

訳：高さやか

目次

- I 目指す方向性：デジタル技術による司法のより適正な運営
 - A 危機に直面する司法
 - B 解決策：デジタル技術で司法という公共サービスを向上させる
- II 実施：経済的ロジックと訴訟当事者の基本権の尊重との間の微妙な調整
 - A 司法のデータおよびサービスの非物質化
 - B ビデオ会議の普及
 - C 過度な形式主義という代償を伴う電子通信の義務化？

「あらゆる手法が及ぼす効果の全体像について、その実際の、かつ詳細な最終評価を示すことは、世界中の誰にも不可能であると確信している」⁽²⁾。

-
- (1) 本稿は、2022年9月8日・9日にフランスのパリ第1大学（パンテオン・ソルボンヌ大学）で開催された日仏フォーラム「法学・政治学における新技術とパラダイムシフト」（日本学術振興会、パリ第1大学、東北大学共催）における口頭報告をもとにしたものである。
 - (2) J. ELLUL, *La Technique ou l'enjeu du siècle*, éd. Économica, coll. Classiques des sciences sociales, 2^e éd. 1990, p. 5; ELLUL Jacques, « Réflexions sur l'ambivalence du progrès technique », *Rev. adm.*, juillet-août 1965, n° 106, pp. 380-391.

司法は最近まで新しい技術が導入されていない数少ない分野の一つであった。しかし、技術革新という抗い難い力によって、法律の領域でもコンピュータ化されたメディアが徐々に使われるようになり、それにより、利用者の司法に対する認識も変容しつつある。

非物質化と司法の関係を理解するには、まずこの問題の発生に立ち戻る必要がある。そうすることで、いかにして、マネジメントという考え方が司法の領域に徐々に広まり、意思決定者たちが司法のより適正な運営のために新しい技術を導入していこうと考えるに至ったのかを理解することができる (I)。

収益性の向上を口実に限界まで追い込まれたこのデジタル化の流れは、しかしながら、訴訟手続の当事者の基本権にとって危険がないわけではない。では、デジタル技術がこうした基本権に適応すべきなのか。あるいは、基本権を侵害する危険を冒してでも、デジタル技術を優先させるという逆の誘惑が、今、目の前にあると考えることはできないだろうか (II)。

I 目指す方向性：デジタル技術による司法のより適正な運営

司法へのデジタル技術の導入で何が問題になっているかを理解するためには、まず「司法 (Justice)」とは何か、何が期待されているのかを明らかにする必要がある。

A 危機に直面する司法

正義 (justice) とは、まずもって哲学的かつ道徳的な理想であり、その特徴は本能的 (我々は不公平や正義の感情を当然に抱く) かつ複雑 (正義の基準を抽象的に定義することは不可能) であるように思われる。

しかし、「司法 (Justice)」は一定の活動の実行と一連の制度を意味する。正義 (justice) の理想は、審判を下すための行為である「裁く」という活動

と不可分である。そのため、正義 (justice) の活動は、一連の規則、法令、実務、専門職を動員する。正義 (justice) は裁判制度の同義語となり、このようにして、公共サービスとしての司法 (justice) を語ることができるようになるのである。

司法という公共サービスは、利用者－この場合は訴訟当事者－に対し紛争 (民事、刑事、行政) の解決を可能にし、したがって、訴訟手続というやや特殊なサービスを提供することによって、利用者のニーズを満たすことを目的としている。

なお、この公共サービスには、裁判所だけでなく、刑務所行政や司法青少年保護といった判決を準備・執行する行政機関や、公共サービスに協力する団体も含まれる。

しかし、司法制度の組織と機能は、評価という文化が浸透した新しい手続的要請の出現に伴い、次第に妥当性を欠くようになってきた。そして、司法そのものもその例外ではなく、「司法 (justice) の危機」が語られるようになってきた。ソルボンヌ大学法学研究科のロイック・カディエ (Loïc Cadiet) 教授は、1999年にすでに「*信頼の危機、良心の危機、成長の危機*」⁽³⁾を指摘していた。同教授は、我々の司法は、訴訟の爆発とともに、それと相関して生じる司法のイメージの低下にも同時に対処しなければならない、と述べている。

近年、司法運営の中では、経営的な論理が徐々に幅を利かせるようになってきている。実際、「評価」手続を通じて、発生したコストの観点から「パフォーマンス」を実証する必要性が高まっている。これは、司法機関やそこで働く者を管理する方法だけでなく、より効率的な訴訟手続のルールを定める方

(3) L. CADIET, "Civil justice reform: access, cost and delays, the french perspective", in *Civil justice in crisis*, sous la dir. de A. A. S. ZUCKERMAN, P. U. Oxford, 1999, pp. 291 et s.

法にも影響を与えることになるだろう。

それでは、司法は他のものと同じように「商品」になりうるのだろうか？
また、そうであるならば、どのようにその評価を行うべきなのか？

あらゆる評価には、その当然の帰結として、適用すべき基準の決定とその点検が含まれるが、これは複雑なプロセスである。なぜなら、司法は、法を生み出すその「摂理的部分」を有する点で、単なる公共サービスをはるかに超えるものだからである。

この原則を絶対視すれば、司法の質を、実際に費やす時間・費用の節約と釣り合わせることで、つまり、コストを抑えながら、時間を節約し、訴訟手続の進行のスピードを上げることが要請されることになるだろう（純粹なる収益性の考え）。この考えは、2004年にマジャンディ（Magendie）教授が中心となって作成した報告書⁽⁴⁾が司法の「迅速性」と「質」を扱った際にも主張されているが、これはもっともなことである。「迅速性」「質」「効率」は、法律の専門職であれ利用者であれ、誰もが意識している言葉だからだ。これらの要請は、ここ数年、ちょっとしたスローガンのように鳴り響き、幹部にとっては原動力となり、そして同時に、しばしば（あまりにも）時間と費用のかかる訴訟手続に直面する、この公共サービスを利用する個人や専門職にとっては、しだいに「権利」と化している。

迅速性、すなわち訴訟や執行における迅速性とは、裁判の時間をより効率的に使用することによって、合理的な期間内に判断されることを利用者に保

(4) J.-C. MAGENDIE (prés.), *Célérité et qualité de la justice: la gestion du temps dans le procès*, Rapport au garde des Sceaux, ministre de la Justice, éd. La Documentation française, coll. Collection des rapports officiels, 2004. 同報告書は、https://medias.vie-publique.fr/data_storage_s3/rapport/pdf/044000433.pdf で閲覧可（訳者注：2023年4月30日最終閲覧）。

証するべく時間を節約することであり、これらのパラメータはその評価の構成要素となっている。しかし、この枠組みにおいても、各訴訟手続の問題を同時に考慮しなければならず、このことは刑事手続の文脈で特に当てはまる。刑事手続は社会秩序の主要な原則に関わり、基本権の概念が至るところに伏在していることから、その問題の重要性は増幅することになるためである。

つまり、欧州人権規約第6条に基づく公正な裁判の実現を実質的に考慮すれば、評価は、別のアプローチを支持することにもなろう。こうして、公正な裁判という意味での防御権として示される原則と重なる新しい評価基準が、現れることになる。

この新しい観点からは、裁判所や裁判官へのアクセス、攻撃・防御手段の平等、対審の原則や判決の迅速性が、司法運営の質を評価する要素となるのである。

そこで、もう一つの疑問が生まれる。ICT（情報通信技術）の発展は、この公共サービスの質の進展に役立つのだろうか？

B 解決策：デジタル技術で司法という公共サービスを向上させる

フランスを含む複数の国は、こうした考えに基づいて、司法の利用者の新しいニーズに応えつつ、その運用を合理化しようとして、訴訟手続の漸進的な電子化を検討している。

EU内では、司法へのアクセスを改善し、あらゆる法分野（民事、刑事、行政）の訴訟手続を容易にし、各国の行政・司法当局間の連携を強化することを目的に、「e-Justice」の設置、すなわち「EUレベルでの司法分野におけるICTの利用」が話題となっている。e-Justiceの発展は、基本的に加盟国の意思と、自国の司法制度—それは依然として加盟国間でかなりバラバラであるが—へのICTの導入に向けた各加盟国の取り組みに委ねられている。

そして、さまざまな機関や組織はこれらの変化に向けた調整を進めている。欧州委員会は、このテーマについて素早く立場を決め、次いで欧州評議会は、例えば、欧州司法効率化委員会（CEPEJ）を創設した。その活動により、欧州評議会の各加盟国からのデータ収集、さまざまな指標の適用、評価の手段や方法の決定を介して、司法における ICT の導入を観察することが可能となった⁽⁵⁾。

こうした海外のイノベーションの成果を踏まえて、フランスも訴訟手続上の困難を克服するために、同様の方向に進むこととなった。

かかる方向性は最近のことではない。というのも、1997年に当時のエリザベス・ギグー（Elisabeth Guigou）法務大臣がすでに民事・刑事両方の訴訟手続の簡素化について検討を始め、裁判のコンピュータ処理化は「法務省の IT 政策の優先課題」の一つだと宣言していたからである。

その後、各法務大臣は、何らかの進展を図るべく検討してきた。特に注目されるのは、2017年に、法務省の近代化に向けた取り組みの一環として、2018年から2022年までの期間を対象とした同省の大規模なデジタル化計画（PTN）が策定されたことである。その目的は、利用者だけでなく、司法や法律の専門職のために、特に訴訟手続の非物質化を通じて、司法機関の手続を簡素化することであった。2018年、司法改革検討会議（Chantiers de la justice⁽ⁱ⁾）により、デジタル化（DX）に特化した部会で検討が続けられた。そして2019年には、「司法のためのプログラミングと改革に関する法律」が制定され、デジタル化に関する現行の規定が完成した。そして今日に至るまで、毎年、このテーマに関する条文の調整が行われている。

つまり、「デジタル」は常に、そしてこれまで以上に、法的局面の最前線にある。それは、最近では、クリストフ・スーラール（Christophe Soulard）

(5) CEPEJ, « L'utilisation des technologies de l'information dans les tribunaux en Europe », Etudes de la CEPEJ n° 24, 2016, Conseil de l'Europe.

氏が、破毀院の院長に就任する際に厳粛法廷 (audience solennelle) で述べた言葉にも示されている。そこでは、今後の課題として、訴訟手続のデジタル化が提示された。「フランスは大きな変革の最中にあり、それはとりわけ、その制度に対する不信感の高まりに反映されている。(中略) 司法制度に関して、信頼の危機は二重構造になっている」そして特に「それはまず、現在または将来の訴訟当事者たちにおいて生じており、彼らは司法が遅く、不透明で予測不可能であると非難しているのである」。

彼の言葉を聞いていると、さまざまな努力にもかかわらず、20年以上前の批判がいまだに繰り返されていることがわかる。しかしそれでも、技術的な進歩は明らかである。フランスでは、コンピュータ化された訴訟手続の導入が進み、オンラインで訴訟手続を行うことが可能となってきた。

行政訴訟手続におけるプラットフォームである Télérecours の経験はその一例である。行政裁判所、行政控訴院、コンセイユ・デタに申請を行い、その進捗状況を非物質的な方法で確認することが既に可能となっているのである。また、民事訴訟手続においては Portalis⁽ⁱⁱ⁾ が徐々に導入され、オンラインでの申請 (請求) や手続の進捗状況の確認が可能になっている。また、刑事訴訟においても刑事手続のデジタル化 (PPN) が進み、近い将来、オンラインでの告訴が完全に可能となり、捜査部門、裁判所、刑務所の間で状況の追跡調査と非物質的なやり取りが可能になるだろう。

他方で、「非物質化」という言葉は、そこで関連させる技術によって意味が異なることにも注意が必要である。

厳密な意味でいえば、あらゆる物質的媒体をなくすことであり、そのためには、訴訟手続のデジタル化だけでなく、紙媒体をなくすために、最初からコンピュータ化することも想定される。また、これらのデジタル化された、あるいは完全に非物質化されたメディアの電子通信というアイデアも含まれるだろう。

それ以上に、厳密ではなくてより広い意味で、非物質化には、訴訟手続で使用されるすべてのデジタル技術が含まれることがある。もはや、紙媒体を使わないということだけでなく、ビデオ会議の利用によるやり取りのバーチャル化や、訴訟手続上のやり取りを録音・録画により記録するためにデジタル技術を利用することも意味する。

したがって、現実には、司法におけるデジタル技術の導入は、現在、かなり進んでいる。しかし、基本権の分野では、新たな争点が生まれつつある。というのも、実際、一方で得たものは他方では失う危険性があるからである！ 経営的・経済的な効率を獲得したが、その代償はいかなるものだろうか？

問題は、したがって、司法の効率性の追求が、当事者の基本権の尊重とどの程度両立するのかということになる。

II 実施：経済的ロジックと訴訟当事者の基本権の尊重との間の微妙な調整

1930年代にルイ・ロラン（Louis Rolland）が考えた公共サービスの法規範は、公共サービスの可変性、継続性、平等性の原則である。可変性あるいは適応性の原理は、最も古いものである。同原理は、一般的には、利用者に対して可能な限り最高のサービスを提供することを要請し、これにより、行政は進化すること、つまり、時代とともに変化することを学ぶ必要がある。したがって、これは典型的に、デジタル技術の導入に関わる課題である。このように、司法環境におけるICTの導入は、2007年以降、公共政策の全般的な見直しの一環により広く組み込まれている。

補足的に言えば、公共サービスの質（これは経営論理が私たちに考察を促す用語である）は、一方でアクセス性（物理的なアクセスや適切な情報へのアクセスのみならず、さらには手続の透明性や簡素化を含む）の概念との関連で、他方では

サービスの改善（特に市民への傾聴，サービスの迅速性を含む）との関連で分析しなければならない。

しかし，司法は特殊な性格の公共サービスでもあり，そのため，訴訟当事者の基本権を考慮せず，他のサービスや制度と同じ論理に従うことはできないのである。すべての技術は，その特異性において同等ではない。以下の議論は，すべてを網羅するものではなく，一定の側面，とりわけ，基本権への侵害という観点から提起される論点に照らして，訴訟手続での活用が議論的となっている特定の特徴的な技術に焦点を当てる。まず，司法データおよびサービスの非物質化がもたらす一定の結果について検討する。

A 司法のデータおよびサービスの非物質化

訴訟手続の非物質化とは，訴訟手続の文書の伝達や手続実施に必要な情報へのアクセスのために，紙媒体の使用を徐々になくしていくことを意味する。

これは，まず既存の紙による手続をデジタル化することによって，そして民事，刑事，行政の各分野においてプラットフォームを導入することにより可能となる。プラットフォームの導入により，最初から，デジタル化され徐々に非物質化されたファイルの管理と追跡が可能となる。

訴訟当事者の観点からは，これらのイノベーションは，より一層充実した教育的なインターフェイスを提供することで，手続きの簡素化に貢献することになる。

プラットフォーム Portalis を例に挙げると，2016年に訴訟当事者向けの「情報」ポータルサイト⁽⁶⁾が開設され，同ポータルサイトは，その後，徐々に充実し他のサービスも提供するようになっていく。例えば，2019年には

(6) 訴訟当事者のポータルサイトは，〈<https://www.justice.fr/>〉からアクセス可能（最終閲覧：2023年4月30日）。

訴訟当事者向けの単一窓口サービス（SAUJ）が導入された。これにより、申請書や証拠書類の受け取りや、所轄部署への転送ができるようになり、また、司法補助職⁽⁵⁸⁾のポータルサイトからはオンラインで裁判援助の申請ができるようになった。

専門職の観点からも、これらのプラットフォームは、訴訟での書類・証拠の提出や閲覧を可能にすることで、対審の討議を改善するという要請にも応えている（例えば、民事鑑定の枠組みで使用されているプラットフォーム Opalexé が挙げられる。これにより、鑑定人自身、弁護士、裁判官、訴訟当事者など、当該鑑定に関わるすべての人々を同じプラットフォーム上に集めることができる）。

また別の話として、訴訟手続の非物質化には、下された判決の非物質化も含まれる。デジタル共和国法⁽⁷⁾に基づき 2016 年に始まった裁判所判決のオープンデータのおかげで、順調にいけば 2025 年に、すべての司法裁判所と刑事裁判所が下した判決に無料でオンラインアクセスできるようになる。

これらのさまざまな例に照らすと、アプリアリには、法の内容に対するアクセシビリティの観点からの貢献は明らかである。

しかしながら、訴訟手続から引き出された情報をどんどんオンライン化することで、別の性質の法的リスクも生じる。

その例として、裁判の判決文のオープンデータの問題が挙げられる。例えば、判決文に引用されている訴訟手続の第三者や専門職の名前についてはどうだろうか？判決をオンライン化することは、関係者のプライバシーを侵害しないように、公開される個人識別情報を制限することを意味するのだろうか？

いずれにせよ、裁判所の判決の匿名化とは、そのような個人の特性を不可逆的に防止する過程において直接的または間接的にも関係者が特定されえな

(7) デジタル共和国のための 2016 年 10 月 7 日の法律第 2016-1321 号（Loi n° 2016-1321 du 7 octobre 2016 pour une République numérique）。

(58)

いことの保証を意味するのだ、という点の考慮が、議論の過程で留保として提示されたことは留意する必要がある。

しかし、このような匿名化は、将来的な技術の展開に照らして採用されうる手段を考へても、技術的観点からは全く現実的ではない。そのため、これらの問題は立法的な観点から議論され、結着が付けられたのだが、技術的な制約が必然的に考慮されたことは興味深い点である。現在では、「匿名化」ではなく、これらの個人識別記載事項の「隠蔽（墨消し）」（体系的な隠蔽、あるいは立法者が規定するケースに応じた補完的な隠蔽）と呼ばれている。これらの選択には、いずれにせよ、技術的ロジックに従うという目的のもと、ある程度のプライバシーの「侵害」を受け入れる必要があったという事実をも反映しているといえる。おそらく、私人の名前ではなく専門職の名前の場合は、プライバシーの「侵害」はより許容できる、あるいは理解できるかもしれないが、それも議論の余地があるだろう。

これはある意味、基本権をデジタル環境に適応させた形と言える。

B ビデオ会議の普及

ビデオ会議もまた、マネジメントと基本権の微妙な調整が特に顕著に表れる例である。

ビデオ会議とは、「視聴覚技術、コンピュータ技術、電気通信技術を組み合わせ、それにより遠隔地にいる人々がリアルタイムで顔を合わせ、会話をし、文書や音声を交換することができるインタラクティブなプロセス」である。この技術の利用は、すでに司法以外の多くの分野でそのメリットを発揮しているが、司法との関係では、長く複雑な歴史を抱えている。

司法へのアクセスという観点から考えると、非常に有益な使い方のひとつとして、「司法ビデオリレー（visio-relais justice）」と呼ばれる端末が、和解・調停センター（maisons de justice et du droit^(iv)）に設置されていること

が挙げられる。これらの施設は、「軽・中程度の非行に対する代替的対応」を提供し、地理的に孤立した地域において、裁判所や司法機関が提供する一定のサービスへの遠隔アクセスを可能とするために設立されたものである。したがって、このような状況においてビデオ会議は、裁判官への直接的なアクセスを提供するものではないが、訴訟当事者と司法の専門職との距離を縮めるのに役立つ。

また、これとはまったく別の文脈で、ビデオ会議が提供する技術的・実用的な可能性についての認識は、ここ数ヶ月のパンデミックによって特に高まっている。テレビ会議での審問の普及を促進するために、公共サービスの継続性の要請が議論されてきた。

興味深いことに、この技術は、フランスの海外裁判所について地理的に遠いという問題を緩和し、本国との審理の実施を可能にする目的で、1998年に初めて訴訟手続に導入された。徐々に他の理由もあって、「ビデオ会議は、裁判では一切強制されないし、セキュリティが確保されるべき」という考えを前提に、行政・司法の両分野でビデオ会議が導入されるようになった。

しかし、刑事事件における固有のルールが存在により、マネジメントと基本権の間にいくつかの対立点が浮かび上がる。ビデオ会議は、刑事事件の領域では2001年に早くも「対テロリストの訴訟手続の枠組み」で暫定的に発展し、その後、刑事訴訟法典第706-71条に規定される適用範囲が拡大し続け、10年の間にビデオ会議は刑事手続のすべての段階を取り込むようになった。

数次の改革の過程で、この条文は、当初は捜査や予審の必要性によってのみ正当化されうるというビデオ会議利用の例外的性質を強調する当初のロジックから、次第に乖離してきている。今日では、適用事例の増加により、その利用の妥当性を判断する要件が疑問視されており、それらの要件は、法律上規定されたケースに応じて多様である。現在では、第706-71条第1項に

て、当該手段は「司法の適正な運営のために」利用しなければならないと規定されているが、その利用の理由は多岐にわたることに留意する必要がある。ビデオ会議は、審理に出席できない、あるいは出席したくない被害者、証人、専門職のために利用することができる。それとともに、公判前勾留中または別の理由で勾留され、その外部引致が危険とみなされる人物だけでなく、そのための護送費用が高つく（！）とみなされる人物について裁判官が遠隔地から聴取することを可能にするなど、さまざまな理由から、取調対象者のためにも利用されうる。勾留に関する争訟は、裁判所がビデオ会議を大いに利用してきた分野である。

しかしながら、司法の適正な運営の追求は、このツールの利用の義務化を正当化する十分な理由となるのだろうか？

近年、このような傾向を呈する例が複数見られる。

立法者はすでに2009年2月⁽⁸⁾に、裁判官にビデオ会議の利用を「強く」奨励しようとした。事務総局から控訴院に対して、ビデオ会議の利用について「奨励のロジックから、利用を渋る者に対する制裁のロジック (...)」に移行させようとする通達が出されたのだ。具体的には、護送費用を削減するために、勾留中の者の引致を前年比で5%削減することを目標とし、そのために、この通達は、この削減率を遵守しない場合は金銭的制裁を課すことで、裁判所にビデオ会議の利用を「強要」したのだった。この新しい方針は、当時司法関係者から強い批判を浴び、裁判官組合からは、法務省から課された方針に従わないよう促す対抗的通知が出された。

(8) Circulaire SG, réf. SG-09-005/SG/03.02.09, du 5 février 2009, Recours à la visioconférence en vue d'une réduction de 5% du nombre des extractions judiciaires en 2009. (2009年の司法引致数の5%削減を目的としたビデオ会議の活用)。

10年後、「司法のための2018-2022年のプログラミングと改革に関する法律⁽⁹⁾」に係る国会での審議でも、勾留中の者の護送費用を削減するために、再びビデオ会議の利用を課そうとした。勾留中の者は、それまでは、公判前勾留またはその措置の延長を目的とする審問にビデオ会議で出席することに異議を唱えることができたが、ここでもこの技術の使用を義務化することが検討された。これらの改正案は、すぐに頓挫した。憲法院⁽¹⁰⁾において、これらの改正案は、勾留中の者から、その自由が危機にさらされている状況において裁判官へのアクセスを奪うものであり違憲であると判断されたのである。

それでも、その数ヵ月後にパンデミックが起こり、議論が再開されることとなった。各国が導入した公衆衛生上の予防措置は、実際、訴訟手続の機能の継続に困難をもたらした。その結果、この文脈において、取調対象者の異議申し立ての権利を完全に排除することを条件に、政府はビデオ会議の利用に現実的な代替案を見出したのである。これは、2020年3月25日⁽¹¹⁾と2020年11月18日⁽¹²⁾の2つのオルドナンスに段階的に反映され、当事者の

(9) 司法のための2018-2022年のプログラミングと改革に関する2019年3月23日の法律第2019-222号 (Loi n° 2019-222 du 23 mars 2019 de programmation 2018-2022 et de réforme pour la justice)。

(10) 司法のための2018-2022年のプログラミングと改革に関する法律についての憲法院2019年3月21日判決 (Cons. constit., DC 21 mars 2019, n° 2019-778), 憲法院2019年9月20日QPC判決 (合憲性優先問題) (Cons. constit., QPC 20 septembre 2019, n° 2019-802), 憲法院2020年4月30日QPC判決 (Cons. constit., QPC 30 avril 2020, n° 2020-836)。

(11) 公衆衛生上の緊急事態期間中の期限の延長および同期間中の訴訟手続の適応に関する2020年3月25日のオルドナンス第2020-306号 (Ord. n° 2020-306 du 25 mars 2020 relative à la prorogation des délais échus pendant la période d'urgence sanitaire et à l'adaptation des procédures pendant cette même période)。

(12) 行政裁判所に適用される規則の適応に関する2020年11月18日のオルドナンス第2020-1402号 (Ord. n° 2020-1402 du 18 novembre 2020 portant adaptation des règles applicables aux juridictions de l'ordre administratif)。

合意を得る必要なく、すべての刑事裁判所でビデオ会議を利用することが徐々に可能になった。つまりここで、司法という公共サービスの継続性の要請を口実に、取調対象者の反論の可能性もなく、テレビ会議の利用が大々的に拡大したのである。

しかし、それ以上に、ビデオ会議は、遠隔地にいる訴訟当事者の基本権の尊重に関する別の問題を提起している。この点に関しては、離れた場所にいることで相手の知覚が変化することが、フランス⁽¹³⁾だけでなく、海外⁽¹⁴⁾でもいくつかの研究によって示されている。これは、機材の誤作動の可能性と知覚がスクリーンによって媒介されていることの両方が原因である。

かくして、欧州人権裁判所⁽¹⁵⁾だけでなく、最近では憲法院やコンセイユ・デタが、司法の適正な運営を口実にビデオ会議の利用を拡大しようとするこれらの条文を繰り返し取り上げる際に⁽¹⁶⁾、裁判官の前に物理的に出頭する権利の重要性と視聴覚通信技術による出頭が強制されないことの重要性

(13) 特に以下の文献を参照。L. DUMOULIN, C. LICOPPE, « Justice et visioconférence: les audiences à distance », Genèse et institutionnalisation d'une innovation, Rapport final, GIP Mission de recherche droit et justice/ISP/Télécoms Paris-Tech, janvier 2009, 272 p; S. SONTAG KOENIG, Technologies de l'information et de la communication et défense pénale, coll. Bibliothèque des thèses, éd. Mare & Martin, 2015, n° 731 et s.

(14) 特に以下の文献を参照。D. TAIT, V. TAY, *Virtual Court Study, Report of a Pilot Test 2018*, School of Humanities and Communication Arts; D. TAIT, M. ROSSNE, N. Feigenson, F. LEDERER, C. LICOPPE, R. KOT-SIS, D. JONES, R. LOUEY-GUNG, *Gateways to justice ii guidelines for use of video in justice hearings*, Sydney, November 2020.

(15) CEDH, 5 octobre 2006, Marcello Viola c/Italie, Rec. 2006-XI; JCP, 2007, n° 4, I. 106, pp. 18-23, spéc. p. 21, n° 10, doct. SUDRE Frédéric; RTDH, 2008, n° 73, pp. 223-237, note CHIAVARIO Mario, « La vidéoconférence comme moyen de participation aux audiences pénales ».

(16) こうした判例の展開の評価については、以下の文献を参照。S. DJEMAOUN, « L'hydre de la visioconférence en matière pénale », in Village de la justice. 同文献は、〈<https://www.village-justice.com/articles/hydre-visioconfere-nc-e-matiere-penale,40015.html>〉にて閲覧可能 (最終閲覧 2023年4月30日)。

を常に強調したのは、これが公正な裁判への権利と防御権の行使に直接寄与するからである。

したがって、公衆衛生上の文脈により、数カ月間、一歩先へと飛び越えていったが、非常事態の終了とともに条文は削除され、ついに適用されなくなった。

とはいえ、これが何を意味するかについては注意が必要である。緊急性は時として、より極端な解決策を求めることがあるが、基本的権利と自由を犠牲にしてまで、それを性急に正当化するべきではない。

C 過度な形式主義という代償を伴う電子通信の義務化？

司法という公共サービスへのアクセスの観点から見れば、新しいテクノロジーは、裁判所とさまざまな専門職の間の電子通信を通じて、司法へのアクセスを近代化してきた。

司法のための仮想プライベートネットワーク、弁護士のための仮想プライベートネットワーク、専門職や執行吏のための仮想プライベートネットワーク…要するに、今や誰もが、訴訟手続に係る資料（そのリストは手続の種類によって多かれ少なかれ多岐にわたる）を、安全なメッセージシステムではなく、安全なプラットフォームに電子的に送信する技術的手段を手に入れているのである。

現実には、このコミュニケーション方法は単なる可能性を超えて、時には義務になりがちである。民事訴訟法典第 930-1 条の場合がそうである。同条は、「訴訟文書は電子的方法により裁判所に提出しなければならない。さもなければ、職権により不受理とする。」と規定する。しかし、どんな犠牲を払ってでも訴訟手続をコンピュータ化しようとするこうした方向性には、過剰な形式主義に陥りがちという弊害が伴う。そのリスクは、テクノロジーの使用が裁判官へのアクセスの要件とされることで、当事者の基本権に逆行し

てしまうことである。形式主義と基本権の保護のバランスをとることは、時に困難である。これは、2022年6月9日の欧州人権裁判所の判決で、破棄院が最近制裁を受けたことに示されている⁽¹⁷⁾。

この事件は具体的には、仲裁に係る訴訟に関するものであり、そこでは、下された仲裁裁定に対して、控訴院へ取消しの申立てが行われた。問題は、この申立てが紙媒体でなされたことであった。この認定事実に基づき、相手方は、民事訴訟法典第930-1条等の訴訟手続に関する規定に違反するとして、破毀院に上告し、破毀院はこれを認容した。

そのため、敗訴した当事者は、主に、欧州人権規約第6条第1項で保障された裁判所にアクセスする権利の侵害を主張して、最終的に、欧州人権裁判所に救済を申し立てた。

欧州人権裁判所は、破毀院が、取消しの申立てを行うための電子フォームが不十分であったために原告が電子通信義務を遵守する際に直面した実際上の障害を考慮せずに、電子通信義務の原則を優先したと判断して、原告の請求を認容した。これは、破毀院に対しては十分な障壁とはならなかったが、欧州人権裁判所は、法的安全性の保障と司法の適正な運用からは要請されない過度の形式主義を見出したのである。

幸いなことに、「法的技術」はその意義を最終的に「コンピュータ技術」に対し認めさせることとなったが⁽¹⁸⁾、デジタルツールの使用によって課せられる新しい形式主義の適用と訴訟当事者の基本権の尊重との間に生じうる対立を示したこの実例は、今の時代を示すものといえるだろう。

* *

(17) CEDH, 9 juin 2022, *Xavier Lucas c.France*, n° 15567/20.

(18) R.LAFFLY, « Quel futur après la condamnation de la France par la CEDH le 9 juin 2022 ? », *D.actu*, 28 juin 2022.

結語として、一般的な指摘を行おう。訴訟手続にデジタル技術が導入されたことで、法令のテキストは、時にはコンピュータ用語を用いた、より技術的な新たな言語に適合させなければならなくなった。

この種の規定は、法令の適用を目的とした特別なテキスト（通達、規則、技術的公文書）に多く見られる。しかし、内容が重複しているため、法的テキストの完全な理解には、理解しにくいこれらの技術的テキストを参照する必要があり、素人にとっては複雑で読みにくい。

ひとつ例を挙げるとすれば、ビデオ会議の利用では、使用する機器のセキュリティが問題となる。技術的な観点から、ビデオ会議の機器は、特に刑事訴訟法典第 A.38-1 条の要件を満たす必要がある。この条文では、「中継送信は、H320、H323 規格および関連する UIT（国際電気通信連合）の規格に従って行わなければならない」と規定されている。このように、機器と使用される伝達手段のセキュリティは、立法者が明確に言及しているこれらの規格への遵守に結び付けられている。したがって、使用する機器がこれらの規格が定める要請にちゃんと適合していることを確認しうるのははずである。

しかしながら、H320 規格がフランス語を含む 4 カ国語にてインターネット上で公開されているのに対し、H323 規格⁽¹⁹⁾は英語版しかない。そのため、そのわかりやすさには疑問が残る。2012 年、憲法院は、オー・ラン県、バ・ラン県、モーゼル県で適用される職業法規のうち、公定翻訳がなくドイツ語のみで作成された規定に関する QPC（合憲性優先問題^(v)）を審査した⁽²⁰⁾。憲法院は、ある法律規定について公式なフランス語版が存在しない

(19) 国際電気通信連合「H.323：パケットベースのマルチメディア通信システム」勧告 H.323 (12/09) (Union internationale des télécommunications, « H.323: Systèmes de communication multimédia en mode paquet », *Recommandation H.323* (12/09))。同勧告についての情報は、<https://www.itu.int/rec/T-REC-H.323-202203-I/fr> で閲覧可能（最終閲覧：2023 年 4 月 30 日）。

(20) 憲法院 2012 年 11 月 30 日 QPC 判決 (CC, Décision n° 2012-285 QPC du 30 novembre 2012, M. Christian S. [Obligation d'affiliation à une corporation

ことは、法律へのアクセスという憲法上の価値を有する目的の侵害にあると判断した。

刑事訴訟法典第 A. 38-1 条が言及している H323 規格についてフランス語翻訳がないことによって生じる問題は、この判決とパラレルに捉えられるかもしれない。翻訳の問題が、刑事訴訟法典の条文ではなく、その条文が参照する規格に関するものであるため、問題状況は確かに異なっている。しかしながら、この規格の遵守は、ビデオ会議システムの実施要件の一つであり、そのことは刑事訴訟法典第 706-71 の規定に明記されている。

規格にフランス語翻訳が存在しないことは、たしかに技術的な問題であるが、審理の実施と結果に重大な影響を及ぼす可能性のある機器のセキュリティがそれに基づいて成り立っていることからすれば、取り上げられるべき問題である。というのも、それにより、立法者によって制定されたビデオ会議の機器のセキュリティ管理が妨げられるからである。これは、間接的には、使用されるテキストの理解可能性に関する法的問題を提起するものであると考えられる。

このように、ある規定を詳しく調べると、証書の提出を通じて弁護人に新たな手続上の視点を開きうる弱点が見えてくるのである。他にも例はありそうである。

本稿では検討できなかったが取り上げえた別の技術として、刑事訴訟における弁論や尋問の視聴覚的記録の問題がある。刑事訴訟法典のいくつかの条文では、「技術的不可能性」が証明されない限り、弁論等の視聴覚的記録が予定されており、さもなくば無効となるとされている⁽²¹⁾。判例は、多様な幾何学的な表現を繰り返し弄してきた⁽²²⁾。というのも、その根底にある

d'artisans en Alsace-Moselle], *J.O.* 1^{er} décembre 2012, p. 18908 (@ 93))

(21) 特に刑事訴訟法典第 64-1 条および第 116-1 条参照。

(22) *Crim.*, 3 avril 2007, n° 06-87264, *Bull. crim.* n° 104. 破毀院は、「乗り越えら

問題が、記録されていない訴訟手続を取り消すかどうかという、全く些細な問題ではないからである。

要するに、デジタル技術は、司法のより適正な運営に貢献し、欧州人権規約第6条第1項によって保障された権利に奉仕しうが、この進歩は、機器のセキュリティの問題を含む他の追加的な問題を依然として提起している。また、それとともに、それに先行する制度にこの技術が入り込むことは、過度の時代錯誤と同義ではない。それ自体も基本権の保護にとって有害なデジタル・ディバイドの増大をもたらす危険性があることに、引き続き注意を向ける必要がある。

[著者紹介]

パリ・ナンテール大学准教授。

パリ弁護士会所属の弁護士として活動の後、その専門的知見を活かし、本稿でも言及されている欧州司法効率化委員会のメンバーとして、ヨーロッパにおける裁判所でのコンピュータ技術の活用に関する報告書の起草に参加。2019年より現職。専門分野は、デジタル法、刑事訴訟法、民事訴訟法。著書・論文として「Technologies de l'information et de la communication et défense pénale», coll. Bibliothèque des thèses, éd. Mare & Martin, 2015, 744 p., « Déposer plainte en ligne: simplifier, renforcer mais aussi repenser la physiologie de la plainte », AJ pénal 2020, n°1, pp. 14-16, « Simplifier en dématérialisant les procédures », in La simplification de la justice pénale, dir. M. Touillier, V. Sizaire, coll. Les sens du droit, éd. Dalloz, 2022, pp. 105-121 ほか多数。

[訳注]

(i) 訴訟当事者や裁判官等の要望により効率的に応えるために、2017年10

れない原因」と判断するためには、「他の説明がない限り」、「コンピュータの問題」と言及しただけでは不十分であると判断した。Crim., 4 novembre 2010, pourvoi n° 10-85279, BC n° 176. この判決では、被棄院は、単純な「人の不器用さや不作為」に言及する。

月に当時の首相と法務大臣とが立ち上げた、司法制度改革について検討する会議体。

- (ii) 民事訴訟手続の非物質化（デジタル化）を実現する仕組みのことであり、訴訟の係属から判決の送達に至るまで、訴訟の進捗状況を訴訟当事者がポータルサイトで確認することができるサービスなどが提供されている。
- (iii) 裁判所書記、執行吏、公証人などの裁判所付属吏のほか、弁護士、鑑定人など裁判ないし司法行政事務に関与する各種の職務の総称（山口俊夫『フランス法辞典』（東京大学出版会、2002年）48頁参照）。
- (iv) 大審裁判所（一部を除く、民事事件の第1審裁判所）の所長の監督の下に置かれ、刑事および民事における予防措置および和解・調停を担当するとともに、公衆に情報を提供し、助言することでその権利実現に寄与するための司法組織（山口俊夫『フランス法辞典』（東京大学出版会、2002年）266頁参照）。
- (v) QPC（合憲性優先問題）とは“Question prioritaire de constitutionnalité”の略であり、2008年の憲法改正で導入された制度である（1958年10月4日の憲法61条の1）。裁判所で係争中の訴訟の審理において、ある法令が憲法の保障する権利や自由を侵害しているとの主張がなされたときに、コンセイユ・デタまたは破毀院の付託に基づいて憲法院が当該問題について合憲性の審査を行う制度を意味する。